

**パブリックコメント 皆さんの意見を募集します**

- 草加市手話言語条例
- 草加市障がいのある人のコミュニケーション条例

障がい福祉課 ☎922-1436 ☎922-1153  
✉shogaifukusi@city.soka.saitama.jp

**草加市手話言語条例**

手話が言語であることへの理解及び普及を図るため、草加市手話言語条例（案）の概要を作成しました。

**草加市障がいのある人のコミュニケーション条例**

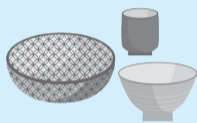
障がいの特性に応じた手段による情報の取得やコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備を図るため、草加市障がいのある人のコミュニケーション条例（案）の概要を作成しました。

各案の概要と意見用紙は、障がい福祉課、市役所情報コーナー、サービスセンター、公民館等で配布します（市ホームページからも入手可）。意見のある人は、5月10日(月)までに〒340-8550障がい福祉課へ（ファクス、メールでも可）。

ごみから  
資源に

**せともの類の  
無料拠点回収**

☎931-3972 ☎931-9993



家庭で不要となった茶碗や皿等のせともの類を拠点回収しています。回収したせともの類は、海外で再使用されます。

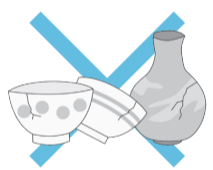
**■回収対象（一度回収した品物の返却はできません）**

回収可能

家庭で使用していた茶碗、皿、コップ等で、新品またはそのまま使用可能なもの（木製・ガラス製を除く）

回収不可

・破損や汚れがひどいもの（決められた不燃ごみ収集日に出してください）  
・店舗等で使用していた事業系ごみ



**■回収方法・場所 ①または②へ直接持参**

- ①環境業務センター 第2日曜日（午前9時～午後3時）
- ②リサイクルセンター 第4土曜日（午前9時～午後3時）

※衣装ケースなどの容器に入れて持参した場合、容器の引き取りはできません。

令和2年度 草加市  
**プレミアム付商品券**

**取扱事業者の皆さんへ  
換金期限は4月30日(金)必着**

☎922-3073 ☎922-3406

❗期限を過ぎると、換金できません。

余裕をもって換金手続きを行ってください。

**●換金に関する問い合わせは**

草加市プレミアム付商品券事業実行委員会 ☎928-8121  
事務局（草加市商店連合事業協同組合内）へ。 （午前10時～午後4時）

**ご利用ありがとうございます**

**パリポリくんバス  
(北東・南西ルート)が本格運行**

☎922-1685 ☎922-1030

草加市コミュニティバス「パリポリくんバス（北東・南西ルート）」は、5年間の試験運行を終え、4月から本格運行となりました。本格運行後も利用状況等のモニタリングを行い、必要に応じて改善を行います。これからもパリポリくんバスが運行できるよう引き続きご利用ください。



一般路線バスの  
運賃改定に合わせ

**4月1日(木)から一部区間の運賃を変更**

近接する一般路線バスの運賃改定に合わせ、パリポリくんバス一部区間の運賃を4月1日(木)から変更しました。

詳細は市ホームページでも確認できます。

**■運賃改定表**

		4/1以降
北東ルート (であいの森ルート)	獨協大学前駅東口～ 中根一丁目	180円 (178円)
北東ルート (であいの森ルート)	獨協大学前駅東口～ 草加市立病院	
南西ルート (ふれあいの里ルート)	草加駅西口～ 草加市立病院	

※カッコ内の料金はICカード運賃

**令和3年度  
介護保険料（基準額）  
が決定**

☎922-1376 ☎922-3279

市では65歳以上の人の介護保険料を、高年齢者の人数や要支援・要介護認定者数、介護サービスの利用状況を見込み、3年ごとに見直しています。

令和3～5年度までの3年間の保険料基準額は、月額5400円（年額6万4800円）に決定しました。各所得段階における年額保険料は右表のとおり。

納付通知書（介護保険料決定通知書）は6月中旬頃に発送予定です。

**■今回の介護保険法等の改正による変更点**

- ・7・8段階を区分する金額 200万円→210万円へ
- ・8・9段階を区分する金額 300万円→320万円へ

**■令和3～5年度の介護保険料（年額）**

所得段階	本人の住民税課税状況	世帯の住民税課税状況	本人の収入状況(指標)	本人の収入状況(金額)	年額保険料	算定基準
第1段階 (生活保護受給者含む)	非課税	全員 非課税	前年の課税 年金収入額 と 合計所得金額 の合計額	80万円以下	1万9440円	基準額×0.30
第2段階				80万円超120万円以下	2万7210円	基準額×0.42
第3段階				120万円超	4万5360円	基準額×0.70
第4段階				80万円以下	5万6370円	基準額×0.87
第5段階						
第6段階	課税	—	前年の 合計所得 金額	120万円未満	7万7760円	基準額×1.20
第7段階				120万円以上210万円未満	8万4240円	基準額×1.30
第8段階				210万円以上320万円未満	9万7200円	基準額×1.50
第9段階				320万円以上400万円未満	11万160円	基準額×1.70
第10段階				400万円以上500万円未満	11万9880円	基準額×1.85
第11段階				500万円以上	12万9600円	基準額×2.00

・課税年金収入額とは、老齢(退職)年金のこと(遺族年金、障害年金等は除く)  
・合計所得金額とは、収入から必要経費などを控除した金額で、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額  
・第1～5段階の人は、合計所得金額から年金収入に係る所得を控除して算定  
・所得段階は、土地売却等に係る長期・短期譲渡所得の特別控除が適用されている場合、当該特別控除額を合計所得金額から控除した金額で算定  
・合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、これらの合計金額から10万円を控除